

自動通話録音装置貸与事業チェックシート

羽曳野市民であり、羽曳野市に居住しています。

はい

いいえ

介護保険施設等に入所や、病院へ入院をしていません。

はい

いいえ

65歳以上のひとり暮らしか、または65歳以上の高齢者だけで暮らしています。
同居の家族に65歳未満の人はいません。

※同居とは住民票が別であっても、同じ家に住んでいれば同居となります。

はい

いいえ

自宅に電話回線を引いており、固定電話があります。

はい

いいえ

自動通話録音装置をお貸しいたしますので、ぜひご活用ください。

誠に申し訳ございませんが、自動通話録音装置をお貸しできません。

自動通話録音装置を故意又は過失により故障させた場合の修理又は交換はご本人様負担でお願いします。ただし、故意や過失によらず、装置が故障した場合は、お貸しすることを決定した日から1年間は市が無償で交換いたします。1年が過ぎている場合は、ご本人様負担で修理又は交換をお願いします。

よくわかりました。

市が自動通話録音装置をお貸しする期間は貸与を決定した日から6年を過ぎた日の次の3月31日までです。それ以降はご本人様の持ち物となります。

よくわかりました。

上記内容に相違ありません。

万が一、上記内容に誤りがあった場合は、自動通話録音装置貸与事業が却下になっても意義申し立ていたしません。

また、貸与後に誤りが判明した場合は、速やかに機器をご返却いたします。

令和 年 月 日

申請者（本人）

代筆者

※ケアマネージャー等が代筆者の場合は所属事業所等もご記入ください。